

令和6年春の農作業安全運動の実施について

標記農作業安全運動を3月1日から5月31日にかけて、下記のとおり実施しますので、ご存知いただくとともに農作業にかかる事故防止や安全対策の徹底をお願いします。

記

1 重点取り組み事項

(1) とやまGAP規範に基づく事故の未然防止対策

- ・トラクターなどの農業機械の作業時における転倒・転落や、用水路の転落事故を未然に防止するため、農場や農道等の危険箇所を事前に把握し、草刈りの実施や路肩の補強、目印を設置するなど改善に努める。
- ・余裕をもった作業計画を立て、複数人での作業を心がける。
- ・持病がある場合や体調不良時は作業を避ける。
- ・各作業に応じた服装、保護具を着用する。(ヘルメットやシートベルトの着用等)
- ・機械等の使用前に正しい使用方法を再確認する。
- ・作業前に「事故の未然防止対策」について作業者に周知する。

(2) 事故発生時の備え

- ・応急処置の知識を身につけるとともに、緊急連絡先を整理する。
- ・労災保険や任意保険に加入する。

【参考】とやまGAP規範（農作業安全対策）

- 規範項目4「危険な農作業等の把握及び改善」
- 規範項目5「危険を伴う作業に対する制限」
- 規範項目6「保険への加入・免許の取得」
- 規範項目7「機械の安全装備と点検・整備」
- 規範項目8「操作マニュアル等に基づく機械等の適正な使用」
- 規範項目9「安全作業のための服装や保護具の着用」

各規範項目はとやまGAP
のホームページから入手できます

とやまGAP

検索

(3) 熱中症対策の実施

- ・近年の温暖化の影響により、熱中症による死亡者の割合も増加していることから、特に5月以降は、熱中症対策を徹底する。

2 個別作業に係る取り組み事項

(1) トラクターの使用

- ・安全キャブや安全フレームがついた機体を使用する。
- ・乗車時にはシートベルトやヘルメットを着用する。
- ・昇降路の出入りや公道走行の際は左右ブレーキペダルを必ず連結する。
- ・作業機の取替・修理・点検時は、油圧ロックやスタンド等で機械を安定させ、本機と作業機の間や、作業機の下には入らない。

(2) 田植機の使用

- ・転倒・転落防止のため、滑りにくい靴をはき、乗車時は足元の泥をこまめに取り除く。
- ・昇降路を上る際は、後進でゆっくり進む。
- ・爪などの動作部の点検は、必ずエンジンを停止させた後、手袋を着用して行う。